

(お知らせ)

## 福島第二原子力発電所 1号機における運転上の制限の 逸脱ならびに復帰について

平成 19 年 8 月 30 日  
東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所

当所 1 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）は、定格熱出力一定運転中のところ、原子炉建屋 1 階の大物機器搬入口\*<sup>1</sup>において、本日午前 9 時 10 分頃、物品搬出入作業中に当該搬入口の外側扉を開けた状態で、協力企業作業員が一時的に当該搬入口の内側扉（小扉・人員出入り用）を開けてしまいました。

ただちに内側扉を閉めたものの、当該搬入口の外側扉および内側扉が一時的に両方開いた状態となったため、本日午前 9 時 25 分、保安規定第 49 条に定める「運転上の制限」\*<sup>2</sup>を満足していないと判断するとともに、内側扉を閉め、両扉が同時に開いた状態が解消されたことから、「運転上の制限」を逸脱している状態から復帰いたしました。

本来、外側扉を開けた状態では、内側扉は開かないような設備構成となっておりますが、今後、両扉が同時に開いたことについて、原因を調査いたします。

なお、原子炉建屋内部は、放射性物質が漏えいした場合に外部への放出を防ぐため、常時、大気圧より低い圧力（負圧）を保っており、今回、当該搬入口の両扉は一時的に同時に開いたものの、原子炉建屋内部の圧力は大気圧より低く保たれていたことを確認しております。

これによる外部への放射能の影響はありません。

以 上

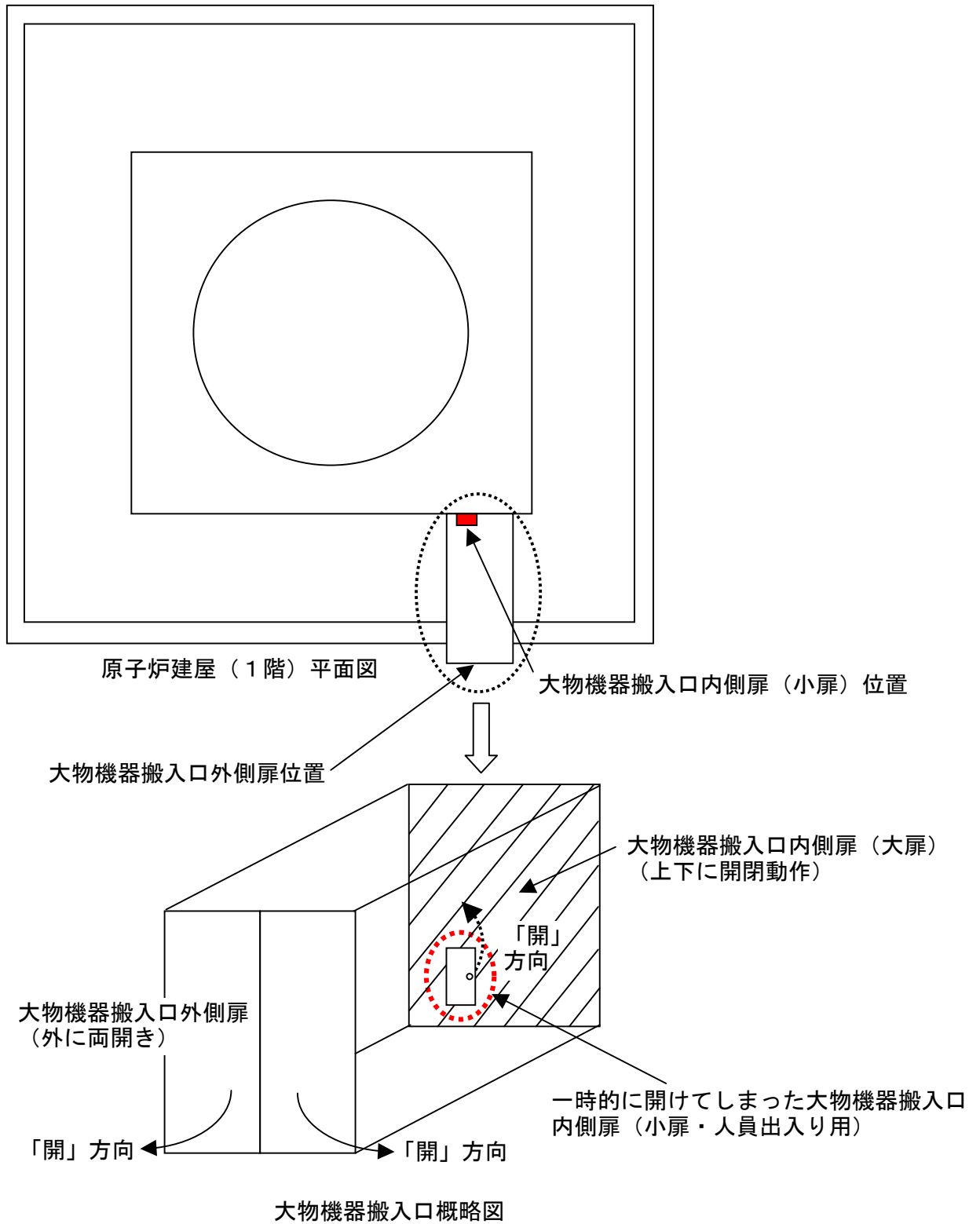
\* 1 : 大物機器搬入口

原子炉建屋内外に機器・資材等を搬出入するための扉。

\* 2 : 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置にもとづき対応することになっている。

保安規定第 49 条では、原子炉建屋の負圧を保つ機能が健全であることが要求されている。



原子炉建屋（1階）大物機器搬入口配置図